

広島市告示（安佐北区）第13号

令和8年3月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき、平成13年3月12日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した船山町内会（代表者 森脇 康則）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

1 変更があった事項

事務所並びに代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区亀山五丁目36番25号	広島市安佐北区亀山五丁目20番10-4号
代表者の氏名及び住所	森脇 康則 広島市安佐北区亀山五丁目36番25号	隅田 昌哉 広島市安佐北区亀山五丁目20番10-4号